

言、そういった御意見をいただければありがたいと思います。とにかく一生懸命皆さんとまちづくりをやりたいとは思っています。

6 番 もともと、そもそもなんですかと、町民の意見を聞くことの機会を設けなかったこと自体が、この事態を招いてはいるんですか。何で、ここを開通にともなう説明会のときの意見を、当然町民なんですかと、その議論というのは私は終わっていると思うんです。何でその前に6月のその開通の答弁をしているときに、なぜその前に意見を聞く機会を持たなかったのか。そこだけですよ、問題は。私はそう思います。

代弁して議員が言っているんですから、それで意見がわかったという立場だろうけれど、私は違うと思いますけれど、いかがでしょうか。

町 長 反対意見が大分私のところにも届いておりましたので、その説明会も一つはそういう意味合いの場になろうという判断はいたしました。私が出ていったところで、私のその意思がその時点では変わっていませんでした。

だけれど、そういった反対の意見を聞いたことによって、一転させていただきました。ただ、それだけのことあります。説明会というのは、名称は確かに不適切だなと私も職員には言ったことはありますけれども、皆さんの意見を聞いた中で判断しようという想いでありました。

以上です。

6 番 そういうことを言うんでしたら、日にちをずらしても出席するべきだったと思います。それが、私は町長の責務だと思います。

以上です。

議 長 以上で6番議員、熊田和人君の一般質問を終わります。

引き続き、通告6番、14番議員、石井勲君。

1 4 番 おはようございます。通告6番、14番議員、石井勲です。

「令和2年度当初予算を問う」の質問項目で、町の考えを伺います。

令和2年度予算概要が発表され、4月からの新年度予算が今定例会に上程された。小田町長が一から積み上げた本格的な予算である。その規模は一般会計でも特別会計・企業会計を含めた全会計においても過去最大の予算規模であります。町長の想いが込められた、町民が期待する予算に仕上がったと考えています。

全体的には予算審議の中で、詳しく説明を求めていきたいと考えていますが、予算方針の中で「おおいきらめきプランの着実な推進」、「今後の発展を見据えた施策・事業の展開」、「横断的・柔軟的な対応」、「協働のまちづくり」、「財政の安定」の5つの視点を重点に据え、町民・住民に応える予算編成をしたと述べていられる。そこで二つの事業について9項目、町の考え方をお聞かせ願います。

一つ目「給食センターの調理業務等の民間委託について」、5項目伺います。

- (1) 予定している調理業務等の範囲は。
- (2) 最終的に町が考えている委託業務の範囲は。
- (3) 臨時会で上程された長期継続契約との関連は。
- (4) 給食費の徴収方法の現状と課題は。
- (5) 給食費を一般会計に統合する考えは。

大きな項目で二つ目、「消防団運営と課題について」。

- (1) 大井町消防団条例の一部改正（町内勤務者の団員資格の拡充）について、町外居住者の活動体制は。
- (2) 町内企業等に事前周知は。
- (3) 現在の組織体制、分団数・団員数を変更する考えは。
- (4) 女性消防隊の創設の考えは。

以上ですけれども、昨日同僚議員の質問と重複する項目がありますので、そういう項目は簡便に答弁していただいて、結構と思います。

以上で登壇での質問といたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

町長 それでは、通告番号2番、石井勲議員の質問に答えさせていただきます。

「令和2年度当初予算を問う」の1、給食センター調理業務等の民間委託についてですが、昨年9月の定例会での一般質問で、慢性的な人手不足に対する町の認識について、御質問がありました。

このときに、平成28年度ごろから非常勤の調理員が不足する状況が続いている旨の答弁をさせていただきました。現時点でも若干調理員は不足しているものの、勤務シフトの調整等をするなどの対応で運営しております。

しかしながら、既に来年度から勤務を希望しない調理員が複数名おり、厳しい給食運営となることが予想されます。現も町広報やハローワーク等で募集

をしておりますが現状です。このような状況の中、平成20年度の現給食センターの開設以来、業務の民間委託についてもセンター運営の選択肢の一つとして捉えてきました。

まず一つ目の御質問の「予定している調理業務等の範囲は」につきましては、現在、町職員と非常勤調理員が行っている給食調理と食器等の洗浄、調理器具等の日常点検及びセンターの館内清掃のほか、食材料の納品時に数量・品質確認、温度計測等を行う検収業務や、調理前後の温度記録等を予定しています。

また、委託業者にはパートタイム調理員の他、管理栄養士などの資格を有する正社員を業務責任者や副業務責任者及び調理業務主任として配置するほか、食品衛生責任者、施設設備点検責任者についても配置するよう義務づけております。

したがいまして、調理業務等の委託の内容といたしましては、直接的な調理・洗浄関連業だけでなく、調理員等の人員確保や調理・洗浄業務に関連する衛生管理、調理員の健康管理や資質向上のための研修会の開催、調理等に必要な消耗品の管理などさまざまなものがあります。

一方、幼稚園や小・中学校の給食実施人員の管理、献立表や調理指示書の作成、食材料の発注、給食センターの施設管理、給食費の収支などは従来どおり町で行います。

二つ目の「最終的に町が考えている委託業務等の範囲」ですが、今のところ調理・洗浄関連業務だけを考えております。給食配達業務等につきましては、しばらく状況を見させていただき、人員確保が難しいときは委託を検討する必要があると思っています。

三つ目の「臨時会で上程された長期継続契約との関連は」につきましては、本年8月から調理業務等の民間委託を実施させていただくに当たり、契約期間を3年とし、その後も引き続き委託の方向で実施していくため上程をさせていただきました。給食調理業務等は、本町のようなセンター方式あるいは各学校に調理場を所有している自校式を問わず、3カ年を一区切りとして民間委託しているところが多い状況でございます。これから給食業務を安全かつ安定的に実施していくためにも必要と考えております。

次に、四つ目の「給食費の徴収方法の現状と課題は」ですが、幼稚園の給食費は、幼稚園で集金をしていただいた後、給食センターの口座に振り込んでいただいております。小・中学校は前払い制を実施しており、口座振替となっています。口座振替は、農協とゆうちょ銀行の2カ所で7月を除き、毎月27日に引き落とされます。この口座振替データの作成は、昨年度までは各学校で行っていましたが、今年度の給食費からは給食センターで行っています。

ゆうちょ銀行の口座振替は、27日に残高不足等で振替ができなかった場合に、翌月7日にもう一度振替を行うことになっています。その後、学校宛に未納者一覧表を、保護者宛に、未納のお知らせを作成し学校を通して配付をしています。

また、口座振替ができなかった保護者は、直接給食センターに給食費を届けていただくことになっています。

課題としましては、未納対策であります。こちらにつきましては、臨戸訪問での集金や保護者の了解をいただいた上で、子育て健康課の協力をいただき、児童手当から集金をしております。

最後に「給食費を一般会計に統合する考えは」ですが、以前にも給食費の公会計化について、議会で御質問をいただいたことがありました。給食費は学校と給食センターで協力しあい、毎年何とか未収ゼロとしているところです。学校の協力は不可欠であると感じております。

しかしながら、給食費の公会計化については、文科省においてもガイドラインが示されており、近隣市町からもその状況について問い合わせを受けることもあります。公会計化は近い将来に向けた大きな課題と捉えておりますので、検討を進めていく必要はあると考えております。

次に、大きな項目2点目の「消防団運営と課題について」、お答えいたします。

1点目の、大井町消防団条例の一部改正について、町外居住者の活動体制はという御質問ですが、この一部改正は、本定例議会で御審議いただく予定となっておりまして、まずは、その改正の概要を簡単に申し上げますと、消防団員の任命について、現行条例では「町内に居住する者」のみを対象としているところに、「町内に勤務する者」を新たに対象として加えるものとなり

ます。

現状における団員の補充については、自治会で団員の確保に尽力されているところもありますが、多くの分団で欠員が生じている中で、分団員もみずから候補者を探している状況であるようです。そうしたことから、町内の事業所で働く分団員の仕事のつながりから候補者が見つかった場合に、現行の条例では町外の居住者を対象とすることはできません。そのため、町内に在勤の方であれば、町外の居住者でも任命することができるものと改め、欠員の解消及び日中の災害に対する分団員の確保につなげたいと考え、改正を提案するものでございます。

町内在勤によって任命する団員につきましては、町外居住者であっても、通常の団員と身分は同じでありますので、当該分団に所属して分団長の指揮の下で行動し、その活動内容は火災・災害対応、予防活動、訓練等といったように、基本的にはその他の団員と同じものという考えであります。

町外居住による影響としては、例えば夜間・休日等の出動に際し、参集がおくれたり、参集できなかつたりといったことは考えられますが、むしろ、日中の火災などの参集が困難な町外事業所に勤務している団員などもいることを考えると、少なくとも日中の火災などに対する消防力の強化につながるものであろうと考えております。

また、訓練や警戒活動も分団内で調整を図れば対応可能であると考えられることから、それぞれの分団で十分に事情を承知した上で入団すれば、活動への支障は少ないと考えております。

2点目の、町内企業等への事前周知については、本条例改正による在勤者は、企業等に限らず、個人事業主の被用者も対象となることから、その範囲は広いため、企業や事業所個別に通知等を出すことは、今のところ考えておりません。

しかしながら、条例改正後の制度について広く御理解をいただくことで、その後の候補者との交渉や、自治会による勧誘のしやすさなどに配慮して、まずは広報及びホームページでの周知を行う予定でおります。

また、企業懇話会などさまざまな機会を捉えて、制度についての御紹介をさせていただき、候補者がいた場合に御配慮いただけるよう、お願ひをしてい

きたいと考えております。

3点目の「現在の分団数・団員数を変更する考えは」との御質問については、先の鈴木議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、現在は条例定数143名に対し、現時点の実人員は126名と、17名が欠員という状況になっております。団員の確保が困難な状況にあっては、統廃合を含めた分団数や定数の変更といった消防団の再編についても考えざるを得ないものであろうと感じております。

しかしながら、さきの台風19号のように町内全域が災害の警戒対象となった場合、あるいは地震災害のように町内全域で同時多発的に発災する場合においては、常備消防がそれら全てに対応することは難しく、地域の消防力が非常に重要になります。

また、分団数や人員を減らしたことにより、管轄範囲が広範囲に及ぶも、団員数は少ないがために、個々の事案に対する対応が困難になるばかりか、消防団にかかる負担が非常に大きなものになります。

これらのこと考慮すると、消防団の特性である地域密着性、災害時の即時対応力の観点から、現時点では消防団の統廃合を積極的に進める考えはございませんが、消防団と地域を取り巻く現状と課題は常に変化していることを踏まえますと、今後どのような消防団組織のあり方が最も有効なのか、引き続き検証していく必要があると考えております。

4点目の「女性消防隊の創設」につきましては、御承知のとおり、全国的にも女性消防団員の配置や女性消防隊の創設を進める市町村が増えているところでございます。この女性消防団員や女性消防隊については、その役割が地域によって異なっており、火災時の放水を初めとして基本団員と同じ活動を行うところもあれば、防火広報やPR活動といったものに限定しているところもございます。

また、既存の分団の分団員として迎え入れるところもあれば、女性消防隊として新たに隊を発足させるところもございます。議員お尋ねの女性消防隊は、その多くが新たに隊を結成して、防火広報やPR活動といった啓発業務のほか、幼児や高齢者を対象とした応急手当の指導などに従事しているものとなっております。

しかしながら、本町でそういう役割を担ってもらうために女性消防隊を創設しても、果たして現在の消防団運営における課題の解消につながるものなのかどうか疑問に感じるところもあります。

要するに、女性消防隊の創設に当たっては、女性消防隊にどういった役割を担っていただくのか、どういう目的で創設するのかということや、女性の入隊が見込めるのかといったことなどをしっかりと吟味するとともに、消防団組織のあり方を検討する中で、その他の検討材料と組み合わせることにより全体的な効果が望めるものであろうと考えます。

したがって、現時点では、女性消防隊の創設だけにとらわれる必要は感じておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

1 4 番 御答弁いただきましたけれども、幾つか再質問させていただきます。

まず、第1番の給食センターの関連で質問させていただきます。

私は給食センターの全ての業務は自前でできることが最良と考えております。給食業務は幼児教育、小学校・中学校教育の中でも非常に大事な教育であると考えています。将来どうすべきかを議論を重ね、着地点を見つけ出して、そこに向かって改革・改善をすべきことが重要だろうと。

先ほど答弁ありましたけれど、委託に当たって町はこういうふうな理由がある、委託をしたいという検討をしてきたということですけれど、再度確認をさせていただきたいと思います。町が新年度業務委託を考えた主たる原因、それについてお聞かせ願いたいと思います。

学校給食センター所長 町長答弁にもございましたように、一番は調理員がいないことでございます。不足しているという状況でございます。調理をする上では、必ず必要な調理員の人数がございます。その人数が確保できない、確保しにくいということが第1の理由であります。

以上です。

教育長 実はこの民間委託につきましては、先ほど町長の答弁でも述べさせていただきましたけれども、現行の給食センター創設來ということで、お話しさせていただきましたけれども、それ以前から当然なされております。

国のほうでは昭和60年に、学校給食業務の運営の合理化についてというよう

な通知が出された中で、それ以来町のほうでも検討されているというものは、私の手元の資料でございます。その中で、平成9年だと思うんですけれども、一定の方向がまとめられた中で、幾つかありますけれど、その一つには平成16年に町の過半数の職員が定年を迎える、職員の業務体制の見直し検討時期であるということで、それまではいわゆる常勤職員がいた中で、パートのほうが少なかったわけですけれども、そこで逆転するというような指摘がございました。

また、そのときの中では、いわゆるメリットとしては経費の節減、多くは人件費のみというようなことも兼ねておりました。そういうことも踏まえた中で、先ほど町長のほうの答弁でもありましたように、実はこの民間委託というものについては、協議してまいりました。私のほうからもセンター所長のほうに検討するようにというようなことで、指示はしておったところでございます。その一つはいわゆる近隣の市町ではほとんど民間委託を導入されているという現状がございます。多分大井町が一番遅いほうに入るのかなという、そういう理解でございます。そういう理解でございます。そういうところの中で、なおかつ安全面といったところもあったところですけれども、今石井議員のお話の、やはり一番は直営でいられることがいいのかなと思いつつも、先ほど所長の回答に安定した給食を提供するということが、ここ数年来、調理員を確保するとの難しさがあったということの中で、より現実的にこの民間委託ということを検討していくかなければならないといったところで、今回は踏み切りました。

その人件費の節減ということについては、逆の現象が起きててしまうので、いわゆる一般的に民間委託だと財政面のほうではプラスの方向になるんじやないかというような、私自身はイメージを持つんですけれども、そうではないようなこと也有ったものですから、なかなか踏み切れないというか、そういう状況もあったということは、合わせて答弁させていただきます。

以上でございます。

1 4 番 私はこの給食センター、実は昔取引させてもらっています。私も自分の店で関係していたときに、この辺の2市8町から学校給食の関係とか、この辺の企業、あるいは病院へ納入していた立場です。それでその流れが、以前はみ

んな自社でやっていて、あるいは学校でやっていて、それがだんだん業者になってきたという流れは、十分わかってきてている。

その中で、一番問題になってくるのが、調理される方。今は町の命令、命令というか指導のもとに一括して、全人員の把握を全てできます。ですけれど、県職の管理栄養士さんがいられます。町の職員がいられます。そして、今後業務委託された、通常の企業ですとマネジャーとか支配人とか、いろんな調理師とかという方も責任者がそこに常駐されます。この三つの、上司と言いますか、管理者のもとに運営されるということになって、どこの現場でもそれが調整がつかなくて、最終的には全面委託ということで、建物とか什器備品はこちらで用意しますけれど、全てをやってくださいということに、最終的な流れに、今この辺は全てなってきていると思うんです。学校は全てじゃないですけれど、企業は全てそうなってきている。ここの中で管理運営をしてくるときに、当日生徒さんに時間までにつくり上げなければいけない。そして、その時間が2時間かそこらしかないと。その中で人員が当然、例えば今ですと2階の人とか栄養士さんも現場に人が足らなければ、入っていられると思うんです。センター長さんも入ってられるかもわかりませんけれど、その時間に入って、一緒に調理したりしてられるんです。そういうふうに管理者が三つに分かれてしまうと、その調整がなかなか難しくなってきて、いろいろ職員に働いている職員さんと協議が難しいということを、非常によく聞くんです。

そういうことがありましたので、きょうこの質問をさせていただきました。まず、給食センターでは給食センター運営委員会があると思うんです。これ当然先ほど教育長のお話のように、いろいろと前から協議されていたということですけれど、その辺を現場はお任せするけれど、それを管理する立場の人たちの意見調整の場とか、そういうことは議論になってきていたかどうか、それもお聞かせ願いたいと思います。

学校給食センター所長

給食センターの運営委員会におきましては、まず昨年6月の運営委員会におきまして、給食の調理の委託についてちょっと検討を進めていきたいというお話を、まずいたしました。その後、10月におきましても、その委託についてのお話をしまして、最近では先月行いました給食センター運営委員会に

おきましても、この3月の定例議会で予算が通れば、委託に向けて進んでいきますということのお話をさせていただきました。

その際に、委員の皆様からは、突出したこの委託にすることについての意見、御質問等は特にはございませんでした。

以上です。

1 4 番 この問題は、今私が心配することはないのかもわかりませんけれど、管理栄養士さんが県の職員さんですよね。そうすると、委託したときに、献立は栄養士さんがやられるというような、先ほどの話でしたけれど、調理のほうをやられる、その指揮命令系統といいますか、その組織図は現在の給食センターの組織図と同じような形で運営できると考えておられるのか、その辺をお聞かせ願えますか。

学校給食センター所長 民間委託を予定しておりますのは、あくまでも調理関連業務でございます。ですので、実際に調理等の指示は今までどおり県の栄養士が行うわけでありまして、例えば翌日の給食の献立に当たりまして、打ち合わせというのを毎日現在調理員と行っております。パートさんたちと栄養士と行っております。それまで今ちょっと想定しておりますのは、栄養士がその委託を受けた会社の主任、業務責任者と打ち合わせをして、その代表者、責任者がこの従業員に対して指示を行うというような形になりますが、そこら辺につきましては、やはり直接現在は調理員に栄養士のほうから指示をしているのが、間に一人業務責任者が入るということで、若干この指示の伝達というところは気をつけて伝達をしていただくように、していかなければいけないなと思っておりますので、そこについては配慮を十分、ちゃんと伝達が行くようにと考えております。

1 4 番 していきたいというようなことでございますけれど、私はそのところがこの業務に対しての一番のネックになっていると。これは、きょう問題が起きたから明日に解決することじゃなくって、その日のものを本当に2時間ぐらいの間に調理して、児童生徒に配食しなきゃいけないと、そういうことですから、そのところがきちんとしていないと、なかなかうまくいかなくなくなって、給食の時間が若干おくれるとか、そういうことが各学校でも問題になってきております。その辺を十分に認識されて、やっていただければと

いうふうに感じます。

それで実は長期契約の件で、これは条例のほうでまた議論したいと思うんですけど、先ほど町長のほうから3年というようなことを、お話をございましたけれど、これは3年ごとに契約をされるのか、あるいは新たに募集をかけてやられるのか、それとも自動更新みたいに現在の給食業務を請け負っている人が問題がなければ自動更新をしていくと、そういうふうな体制で考えていられるのかどうか、その辺をお聞かせ願えますか。

学校給食センター所長 一応委託につきましては、3カ年契約というのを予定しております、その後につきましては、また改めて業者選定をするという方向で、今は考えております。

以上です。

1 4 番 新たにということになりますと、当然、今委託されている公募か何かで募集をかけて、それでプロポーザル方式か何かはわかりませんけれども、入札の方法でやっていくと、そういうふうな方針で、今現在の方針であるということでおろしいでしょうか。

学校給食センター所長 はい、3カ年契約で、その3カ年が終わったときには、次の業者選定という形で考えていきたいと、今は思っております。

1 4 番 先ほど委託のメインが人件費という、人材確保というようなことで、教育長のほうからも人材のこと、あるいは人件費のことが若干減るみたいな話が出てきましたけれど、私は人件費は増えてくるというふうに感じております。

それで、実は委託費のことできちんとお聞かせを、予算の中でも出てきていますから、ちょっと聞いてもいいかなと思っているんです。8カ月で3,800万ぐらいの予算が計上されていると思うんですけど、これ間違いないでしょうか。8カ月でこのぐらいの数字ですか。

学校給食センター所長 令和2年度につきましては8カ月になりますので、約3,874万ほどの予算の計上をさせていただいております。

1 4 番 8カ月で3,800万ほどで、ぴったりの数字じゃないんですけど、そうしますと12カ月でいいますと5,700万という数字になります。12分の1ずつ掛けていきますので。そうすると非常に大きな金額が、委託費として上がってくる。それでこれは通常ですと計画があるとか、いろんな業務委託というのはせい

せい1年か2年の問題。今後、給食センターを維持していく以上は、ずっとこの5,700万、約6,000万前後の金額が委託費として出てくるということで、よろしいんでしょうか。お聞かせ願います。

学校給食センター所長 はい、議員お見込みのとおり、年間約5,700万ぐらいの予算は必要になってきます。

以上です。

1 4 番 そうしますと、私はやっぱりこれは一般会計へ会計制度を変えていかないと、6,000万からの金額が委託費で議会の議決をするずっと通っていくと。その内容もきっと議会のほうは審議できない。これは今後の町運営、もちろん町へも今までの人物費としてその大分大きな金額が出ていたと思うんですけど、やはりこれは業務委託ということで仕入れの関係とか、いろんな問題が出てくると思いますけれど、大きな金額になってきますから、やはり一般会計に組み入れていくような法則を、考えなきやいけないんではないかというふうに思いますけれど、町の考えをお聞かせください。

学校給食センター所長 この委託費につきましては、町の一般会計予算でございます。今議員がおっしゃっているのは、給食費、食材用費等の関係が現在私会計になっておりますので、そのことだと承知しておりますけれど、給食費の今回の経過につきましては、町長の答弁にありましたように、本当に大きな課題であるということは認識をしております。

ですが、給食費の現在未納はないということにつきましても、学校の御協力をいただいているという形で行っておりますので、給食費の公会計化につきましては、本当に課題として捉えております。

以上です。

1 4 番 給食費の回収ということであって、委託費として私のほうは年間6,000万ほど議会の議決を得るような形になってくると。その6,000万に関して、今までですと例えば人物費がこのぐらいですよとかということも、議会の議決なんです。資料としては上がってきません。

でも今後は、そういうことじゃなくって、一括で委託費として上がってくるんではないかというふうに思うんです。そういうところで非常に大きい、多分大井町の会計の中の委託費では、一番大きな金額が上がってくると。そこ

の辺を会計上やはり、きちっとしていったほうがいいんじゃないかなということで、これは企画財政課長に今決定じゃなくて結構です。やはりこれは検討すべきことではないかなというふうに感じますけれど、その辺どう感じておられるかお聞かせ願いたい。

企画財政課長 申しわけございません。質問の趣旨がわかりかねますので、もう一回よろしいでしようか。

1 4 番 今まで給食センター委託費として、上がっていたことは確かなんですよね。そうですよね、予算上は。それで、今回それをその分の大部分が人件費だったと思うんですけれど、はつきり大きな金額になるから、本会計の一般会計の中に給食センター特別会計とか、そういうふうな形で組んでいったらどうですかと。そういう考え方で、積んだほうがいいんではないかというふうに思うんですけど、その辺の考え方を聞かせてもらいたいと。

企画財政課長 現在のところ給食会計を今特別会計とおっしゃいましたかね、その会計にするつもりはございませんので、一般会計のままで行くつもりでございます。

以上です。

1 4 番 私は特別会計というわけではないんですけど、少し会計のほうにきちんとしていったほうがいいんではないかと。その詳細を議会のほうでわかるような体制にしていったほうがいいんではないかということで、別に何とか方策を考えたらというふうに考えています。その辺は町側とちょっと差異があるみたいで、また、今後いろんなことで議論をしていきたいというふうに考えております。

では、消防団の条例、一部改正についてお伺いします。

この消防団の関係、非常に団員確保ということは、非常に難しい問題が起きていると思います。起きているというより、今現在起きたということではなく、私たちが消防団に入ったときは、予備団員が入っていて、上大井ですと20名のところ、1年目、来年入りそうな人を予備として置いていたようなことで、町には登録はしていないけれども、そんな状態の隊員もいっぱいいらされたというようなことです。

現在隊員が不足してきたということの最大は、年配者が多くなってきたということと、地域から居住地を変えていかれたというようなことから、団員確

保が難しくなってきたということだと思うんですけど、実は消防団の組織というのは、団長は団員の推薦で町長が任命しています。団員は町長の承認を得て、団長が任命している。これは条例で決まっています。それで今現在団員を確保するのに、自治会の方々にとか消防団の方々にお願いして、団員になるということをやっています。

この町の条例から言いますと、消防団員は町長の承認を得てということですから、私が考えるには町長とか町が団員確保に対して、積極的に動かなければいけない条例になっているんではないかというふうに感じますけれど、その辺町の見解をお聞かせください。

防災安全室長 団員の確保につきましては、議員お見込みのとおり本来であれば町側が積極的な対応をとる部分もあってしかるべきだというふうに感じます。

ただ、これまでの町の消防団員の確保の仕方というんでしょうか。今までの流れから言いますと、やはりそういった地域性やその独自のルール的なもの、そういうたるものがあるようにも感じております。今はそういった部分でもなかなか分団員を探すことが難しくなってきたなというところが、正直感じているところがありますので、そういったところを少しでも支援できるような格好で、いろいろ町としても対応を考えていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

1 4 番 実は昨日も同僚議員の消防団に関する質問の中、そして先ほどの町長の答弁の中で再編とか女性消防隊員とかという話が出てきました。これは、私は対処療法だというふうに考えています。実は消防団に関係する、大井町消防・防災対策推進協議会条例というのがあります。この2条に、協議会は次の各号に掲げる事務をつかさどるということで、消防の総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。2項で、防災対策及び自主防災組織の助長強化について必要な事項を調査審議する。その他町長が防災何だと書いてあるんですけど、実は消防団の再編とか運営とか、この定年延長というのを、こういう組織で議論をするべきものではないかと思うんですけど、今回この消防団の定年延長とか、こういう町外の居住者ですね、こういう問題に対して、この協議会が開かれたのかどうか、お聞かせ願いますか。

防災安全室長 今回の条例改正の案件につきましては、こちらの協議会で審議いただくような工程は踏んでございません。

ただ、今議員からもお話のほうがありました分団数、それから分団員の変更と、それから例えば分団統合をそういった定年の関係もそうですが、そういうところについては、私もこの協議会にお諮りしてと言いますか、審議していただくような必要があるであろうというふうに考えてございます。

在勤については、今回は特にそういった審議をいただかないまでも決めさせてもらっていい分野ではないかというふうに認識いたしております。

以上でございます。

1 4 番 ただいま協議会を開くことはしなくとも、庁舎内で議論すればいいだろうというような判断でということです。

じゃあ、ちょっと聞きますけれど、今回消防隊員の町外居住者ということで、対象を広げたいということでなっておりますけれど、町外の居住者ではそうしますと、勤務しておられる方の事業所とか会社とか大学生だと思うんですが、18歳だと、そういう方々も団員に入るということで、拡大できるということですから、そうしますと町外に居住をすることは、住まいはほかの町、ほかの市にいられるということです。この団員規定でいうと、団員は消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはいけないという規定が出てきていますよね。その辺あると思うんですけれど、私ここに条例持ってきてますからあれですけれど、そういう規定に例えば南足柄、例えばですよ、他の近隣の市町の人たちには、住んでる方が大井町にいられたときに、何か問題がないんですか。この規定でいうと。それをお聞かせ願えますか。

防災安全室長 議員のおっしゃるところが、ちょっと今確認できていないんですが、ただ、こここの在勤を要件を外して、消防団員として迎え入れているような市町村というのが、神奈川県内でもそういったお話、答弁させていただいたとおり数多くあるというようなところが実績としてございます。そういうところから、特にそういったところは支障がないのではないかというふうな理解であります。

以上でございます。

1 4 番 大井町消防団条例の10条で団員はあらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならないということが、大井町消防

団条例に出てきています。実はこれがどうこうということじゃなくって、ですからこういうことを議論するときには、こういう消防の関係のせっかく町では協議会があるんですから、ここできちっと議論をして、将来消防団をどう運営していくかと、根本から議論をしながら積み重ねていかなきやいけないんじゃないかと。団員は不足しているから、団員の年齢を延長しよう。どうしよう。少々長寿でもいいじゃないかと、そういうような形で対処療法だけで行っていくと、いけないんではないかと。

ですからきちっと、将来の大井町の消防団組織はどうしていったらいいかと。昨日の答弁でも町長のほうは、採用はしないとか言っていた。安全・安心な町だということで。でも人がいなくなつたのに、確保しろと言っても無理なわけです。ですから、きちっと今じゃなく、将来に対してせっかくの第6次総合計画を今やってらっしゃるんですから、そういう中にも町の10年、15年先の消防団はこうしていかなきやいけない。そのための経過の中で、対処療法としているところを、町外居住者を入れていこうと。でも、根本はきちんと議論して据えつけていこうということを表明してもらわないと、対処療法だけでどんどんやっていくと、私は根本的には難しい問題が出てくるんではないかというふうに思いますので、町側のその辺の考え方をお聞かせ願えますか。

防災安全室長 議員のおっしゃるとおりであるというふうに思っています。今回の条例改正も確かにそういう意味では、対処療法のというようなところでという認識であります。昨日も答弁の中でお話させてもらいましたが、やはり2分団の発足のときの経過を見ていますと、実際に検討委員会を設置したのが平成12年。それで実際に2分団が発足したのが、平成18年というところで、やはり6年間、中間で一時中断の期間もありましたけれども、そういう期間をかけて分団を発足させたというような経過を踏まえますと、やはりそういう審議にかけないかやいけない部分というのは、それなりに時間をかけて対応していく必要があるというふうに思っていますので、こういった対処療法的な部分も検討しながら、先を見越した対応というのも並行して進めていく必要があるだろうというふうな認識であります。

以上でございます。

1 4 番 それでちょっと別なんですけれど、消防団員になり手が今は平地のほうは、今適齢の人が多数居住されているけれど、団員確保も非常に難しくなってきました。そう考えると、やはり報酬を上げるとか、責任分担というんですか、勤務負担を減らしていくとか、そういう作業が一つの考え方として必要ではないかと。そういうことを考えて、私は女性消防隊ということを考えた。これは例えば団員の中に女性を入れるということになると、なかなか指示命令的には非常に難しいなど。でも、今消防団が行っていることは、消防署の活動が第一次的にきて、消防団が第二次的に来て、もちろん近隣の場合が消防団が先に行く場合もありますけれど、通常で行けば、小田原市消防がおりてきてから、それから何分団がいるというような形であります。補佐ということ。

大部分の火災に関しては、もう消火栓から行うと。自然水路とか防火水槽といろいろなことにはなってきている。そういうことを考えてみると、女性の方々でもできるような器具機材も非常に軽くなってきているということもあります。

私が考えるのは、女性消防隊というのは、消防団の今も火災予防週間ですか、入っていますけれど、こういうふうな広報こういうことをやはり一つ外してやるということも、負担の軽減になるんではないかと。とすると、こういうことは女性の方でもできるから、こういう広報とか周知とかそういうことを消防団の現在の消防団員からはずしてやって、別組織をつくってやってやつたら。別組織なら当然消防団の公務採用とかそういうのも別の形もあると思うんです。報酬も含めてね。そういうことを考えていったほうがいいのではないか、要するに消防団が団員確保がもう難しいなら、消防団の負担割合を減らしていく、そういう方策を考えていく。その一つとして女性たちというふうに考えています。その辺の考え方、私が今説明受けましたけれど、そういうような考え方で、検討をしていただくということはできないものか、その辺をお聞かせください。

防災安全室長 女性消防隊の創設に対する考え方は、私も議員と全く同じ考え方でございまして、やはり現分団の役割というか、責任を減らすというか、その辺の配慮をするという目的で、女性消防隊にPRもしくはそういった啓発業務を担ってもらうと、いうような目的で女性消防隊をつくるというようなところは、大いにあ

っていいのかなというふうに感じます。そういったところでは、やはり分団の再編というようなところの中で、全体のいろんな選択肢のある中で、そういった目的をもって女性消防隊をつくるというような話し合いがもたれた上で、こういった女性消防隊をつくるというような方向性を持っていけると、いいのかなというふうに思っておりますので、単に女性消防隊をつくるというのがねらいではなくて、そういったところの分団全体を見据えたところで女性消防隊をつくるというようなところであれば、私も考えていく必要があるんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

1 4 番 前向きに検討していただきたいと思います。検討という言葉は便利な言葉で、なかなか結論が出ないということですけれど、消防はやはり大変重要なことで、町長も安心・安全の町というようなことでございますから、やはりきっちとした結論をいつまでも問題にするというようなことで、議論を進めていただきたいと思います。

そして、ちょっと前になりますけれど、分団数、団員数を変更する考え、昨日分団の再編はというような話で、町長は再編は考えていないというようなことで言われたと思うんですけど、実はこの再編という、当然先ほども出ましたように、平地の団員は入ってはいないけれど該当者はいると。だけれど、5分団以外の6、7、8は、該当者がもういない。該当世帯がいない。そういうときに何十年でしょう、昭和三十数年だと思うんで、三十数年だと思うんですけど、そのときと同じように分団6、7、8を維持するのは、戸数が減って、15名の団員、15世帯がもちろんあります。ですけれども、みんな70、80の年寄り、年寄りと言っても私もそうですけれど、後期高齢者だけしか住んでいない、家をその人たちから何とかしろと言っても無理だと思う。現状に鑑みれば、再編しなければ仕方がないというように思うんです。確かに災害があったときに、命令系統で動いていただけるところは、団体があるということは必要です。でも現実にできないんです。それなら、現実に即した最良を考えなきやいけないんじやないかというふうに思いますけれど、やはり町長も元消防団員ですから、その辺は現状に即した活動ができない地域は、やはり再編を積極的に考えていくということを、町側だけじゃなくて

地域の方々と、先ほど協働という話がありましたけれど、ひざを突き合わせて議論をしていかなければ、もういけないんじやないかと。私は2年、3年とは待てないというふうに思いますけれど、その辺の町長の考えをお聞かせください。

町長 議員おっしゃるとおりだと、私も感じております。それで、例えば私も公式の場では簡単ですけれども、本当にこの6、7、8の部分で、人が少なくなつて候補もいない状況で、また篠塙みたいに分離された部分でありますので、なくなつちやうのも大変安全の面ではいけないので、例えば5分団の何とかなんて、やりましたよ、5分団第1、第2とか。そんな形で少しでも規模を縮小した中で変えるという方法も一つあるだろうし、いずれにいたしましたも、議員がおっしゃられたように、再編を考えざるを得ない、もうすぐ目の前に迫っていると思っております。ぜひその辺は先ほどの協議会等もありますので、しっかりと議論を進めていかなければいけないと感じております。

以上です。

1 4 番 私は、第6次総合計画の中にどこまで落とし込めるかは別として、喫緊の課題として先ほどの給食センターのこともそうだと思うんです。食育ということで非常に大事な、朝御飯を食べない人がいる、朝御飯を食べない人のほうが成績が少し低いみたいだというような統計も出てきている、そういうことを考えると、お昼御飯を食べさせるだけではなく、総合的な教育、昔と違つてきたわけです。ですから、これも取り組む一環であるというような、そういうことを考えると、町の姿勢というもの、こういうことをどうするのだということで、根本をきちんともう一度考え直してたたき台をつくって、それに向かって町の行政を動かしていくというようなことで、最近はどうしても対処療法みたいで、問題があったからそこだけ直すというような形が非常に多くなってきて、それだけで2年、3年過ぎてきているというようなことだと思うんですけども、どこか町の基本姿勢というものをきっちりとつくり上げていただきて、そこから議論をしていただきたいというふうに思いました、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、14番議員、石井勲君の一般質問を終わります。
ここで休憩といたします。再開は11時25分です。